

事務所通信

平成28年新春号

あけましておめでとうございます。
昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございます。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

平成28年度税制改正大綱（改正案）が、12月16日に発表となりました。

今回の平成28年度税制改正大綱の冒頭で、「安倍内閣はこの3年間、デフレ脱却と経済再生を最重要課題とし、『大胆な金融政策』『機動的な財政政策』『民間投資を喚起する成長戦略』の『三本の矢』からなる経済政策を一体的に推進してきた。その結果、雇用は、100万人以上増加し、有効求人倍率は23年ぶりの高さとなった。賃上げ率は17年ぶりの高水準であり、企業の経常利益は過去最高水準である。企業収益の拡大が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の『好循環』が生まれ始めている。日本経済はデフレ脱却までもう一息のところまできている。」と記されています。

続いて、次のように「新・三本の矢」ということに、言及しています。

「他方、少子高齢化が構造的な課題となっており、その進展は、労働供給の減少、国民の将来への不安・悲観へとつながることで、経済成長の隘路となっている。安倍内閣は、『三本の矢』を一層強化して『希望を生み出す強い経済』を確立するとともに、『夢を紡ぐ子育て支援』『安心につながる社会保障』を構築するという、『新・三本の矢』により、少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口一億人を維持することを目指している。」

そして、「このような状況の下、経済の『好循環』を確実なものにするために、税制においても、企業が収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある。こうした観点から、成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保しつつ、法人実効税率の『20%台』への引下げを実現する。」と続いています。

オーナー経営者は、ご自身の企業を強い企業にするために、本当に努力されています。強い企業とは、一言で言うと、月末にキャッシュが残っている、ということです。

確かに、金融緩和により、運転資金である借入金利の負担は減少したものの、人材採用にある程度の予算を確保する必要がでてきました。

「希望」「夢」とは、まさしくオーナー企業経営者の、「思い」そのものだと思います。利益を出すことによって、法人税は、従前よりも、少しは税負担が軽減されるという税制に、なっていくようです。

しかし、毎月、月末にキャッシュを残すためには、まずは、売掛金の徹底管理により、御社の資金繰りが安定するように、お願いしたいと考えています。

平成28年度税制改正大綱（改正案）のうち、主なものをまとめました。

1. 法人税の税率が下がります

法人税の税率が下がります。

現行： 23.9%

改正案：平成28年4月1日以後に開始する決算期より、23.4%

平成30年4月1日以後に開始する決算期より、23.2%とされます。

2. 生産性向上設備投資促進税制について

青色申告法人で、平成29年3月31日までの間に、生産性向上設備等に該当するもので、一定規模以上のものを取得して、国内で事業に使用したときには、即時償却・特別償却または税額控除ができるという制度があります。

改正案：即時償却の制度と、税額控除の上乗せの制度は、平成28年3月31日までとなっている適用期限が、延長されないこととなります。

1. 機械装置は、1台あたりの取得価額が160万円以上であることが条件です。
機械装置は、対象となる用途・細目は制限がありません。
2. 工具、器具備品、建物、建物附属設備は1台あたりの取得価額が120万円以上であることが条件です。対象となる用途・細目は、冷暖房用機器など制限があります。中小企業者は、器具備品のうち、サーバーも対象となります。
3. 中小企業者は、1点の取得価額が70万円以上のソフトウェアも対象になります。

(注) 即時償却とは、事業に使用したときに、全額経費にできるということです。
税額控除とは、法人税(個人事業者は所得税)から取得価額の5%または3%を、控除できるということです。ただし、税額控除額は、当期の法人税額(または所得税額)の20%が限度とされます。

3. 減価償却制度についての見直し

現行では、建物附属設備、構築物の減価償却の方法は、定率法か定額法を選択適用できます。

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物の減価償却の方法は、**定額法のみ**とされることとなります。

この制度は、個人事業の所得税についても同様とされます。

4. 企業版ふるさと納税の創設

青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附をした場合には、最大当期の法人税額の5%までを限度として、一定額を法人税額から控除できることとなります。

5. 中小企業の交際費の損金算入制度の特例の2年間延長

資本金が1億円以下の法人の交際費についての現行制度が、2年間延長されることになりました。これにより、交際費の損金算入制度が、平成30年3月31日まで、適用となります。

現行：年間800万円で、損金不算入措置はなし。

交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入するか、年間800万円の定額控除の有利な方を選べる選択制とされています。

6. 少額減価償却資産の経費処理の2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていました、少額減価償却資産（その年度での取得価額の合計が300万円まで）の経費処理が、2年間延長となります。

ただし、対象となる法人から、常時使用する従業員数が、1,000人を超える法人は、除外されることとなります。

これにより、1点の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産は、決算期に関係なく平成30年3月31日までに取得して業務に使用したとき、経費処理ができることとなります。ただし、その年度における取得価額の合計が300万円に達するまでを限度とされます。

7. 医療費控除の特例が創設されます

一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者、親族の所定の医薬品に、年間で合計して12,000円を超えて支払ったときは、その超える部分の金額が、医療費控除の特例として、所得控除の対象とできることとなります。

ただし、その金額が88,000円を超えるときには、88,000円を限度とされます。

「一定の取り組み」とは、特定健康診査、予防接種などをいいます。

また、従来の医療費控除との、選択適用となります。

8. 消費税の軽減税率制度について

平成29年4月1日より、消費税率が10%となります。

これに伴い、次のものが、消費税の軽減税率対象品目とされ、8%とされることとなります。

① 食料品

② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、「インボイス制度」が、平成33年4月1日から導入されます。

「インボイス制度」とは、消費税の軽減税率対象品目、税率の異なるごとに合計した金額など、所定の事項を請求書に記入することをいいます。

最後に、平成28年1月以降順次していただきたいマイナンバーの取得について
です。

法人は、毎年1月末日までに、法定調書合計表と支払調書を、税務署に提出すること
になっています。

次の個人の方への支払いがあるときに、マイナンバーの取得が必要になります。

- ① デザイナーさんやカメラマンさん、ライターさんなどへの支払報酬
- ② 弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士への支払報酬
- ③ モデルさんなどの出演料、ホステスさんなどへの支払報酬
- ④ 家賃、地代、駐車場、倉庫などの支払賃借料、礼金の支払や更新料の支払
- ⑤ 不動産売買にあつたての支払仲介手数料
- ⑥ 医師、歯科医師への支払報酬
- ⑦ 株主への配当

これらの方へ契約される際に、マイナンバーの取得をされることをお勧めいたします。

マイナンバー取得に当たっての、サンプル文書を別紙でお付けいたします。ご参考にな
れば幸いです。なお、この書式は「マイナンバー規程・書式作成ガイド」（影島広康
著 清文社刊）より引用しています

支払対象者から返信される個人番号カードのコピー（又は番号通知カードのコピー）、
本人確認書類のコピーは、御社のご担当者が、書庫に鍵をかけて、厳重に保管してくだ
さるようお願いいたします。

（代 表 立 川 勝 一）